

岸和田市景観計画

平成 22 年 7 月 1 日 策定
平成 22 年 10 月 1 日 施行
岸和田市

目次

序章 景観形成基本方針と景観計画 1

1. 岸和田市景観形成基本方針

2. 岸和田市景観計画の目的

第1章 景観計画の区域 (法第8条第2項第1号関係) 2

1. 景観計画の区域

2. 景観計画区域の区分

3. 景観配慮地区

4. 特に重点的に景観形成を図る地区

第2章 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第2項第2号関係) 5

1. 景観計画区域全域における景観形成の方針

2. 基本景観区別景観形成の方針

3. 基本景観軸別景観形成の方針

4. 景観配慮地区の景観形成の方針

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 13

(法第8条第2項第3号関係)

1. 届出対象行為と行為の制限 (景観形成基準)

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針 17

(法第8条第2項第4号関係)

1. 景観重要建造物

2. 景観重要樹木

第5章 誘導基準 18

1. 色彩について

2. 屋外広告物の表示及び掲出について

図及び表 20

○景観形成の構成図

○図—1 景観計画区域 基本景観区 基本景観軸

○図—2 景観配慮地区

○別表 1 カラーフレーム一覧

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(法第8条第2項第3号関係)

前章に示す「良好な景観形成に関する方針」を踏まえ、これを実現するため、下記のとおり行為の制限を定めます。

ただし、市長が良好な景観形成に資すると認めるものについては、この限りではありません。

景観計画区域全域については、まさに特に大きな影響を及ぼすと考えられる一定規模以上の開発行為等を対象にその行為の制限を定めます。また、重点地区については、景観計画区域全域における行為の制限に加え、別途制限を定めます。

1. 届出対象行為と行為の制限（景観形成基準）

法第16条第1項に基づく届出が必要な行為は以下のとおりとします。
なお、国の機関又は地方公共団体が行う行為（規模規定なし）については届出を要しませんが、この場合においては、景観計画に適合するようとするべき措置について市長と協議をしなければなりません。

(1) 景観計画区域全域における制限

(景観計画区域のうち重点地区を除く区域（以下「その他地区」という。))

①対象行為

種類	対象となる規模（いずれかに該当するもの）	対象となる行為
大規模建築物等	建築物	●地盤面からの高さ 20m以上 （建築物＋工作物（広告物）） ●敷地面積 5,000㎡以上 ●延べ面積 5,000㎡以上
	工作物	●高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 地上からの高さ 5m以上 ●橋梁、こ線橋その他これらに類するもの 幅員 12m以上、又は延長 30m以上 ●上記以外の工作物で、高さ 20m以上
	開発行為	●区域面積 5,000㎡以上 ●都市計画法第4条第12項に規定する開発行為

*増築又は改築に係る行為の場合は、当該増築又は改築を行った後の規模が、上記に示す規模以上の場合対象となる。

*見付面積とは、張り間方向又はけたけ方向の鉛直投影面積をいう。

②行為の制限

1) 景観形成基準

届出の対象となる大規模建築物等の新築等の行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

ア) 地域特性とは、建築物等を広域的なスケールで見た場合において、建築物等の立地場所の背景に対して配慮すべき項目を規定したものです。

イ) まちなみ特性とは、建築物等を隣接地や前面から見た場合において、建築物等がまちなみ形成に対して配慮すべき項目を規定したものです。

ウ) 建築特性とは、建築物等を周囲との兼ね合いから見た場合において、建築物等が周囲に対して配慮すべき項目を規定したものです。

特性		基準
地域特性		●基本景観区、基本景観軸、景観配慮地区における方針や各地域の特性（自然・社会歴史・ふさと）に考慮し、建築物等の配置・規模・形態等について、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮すること。
まちなみ特性	美観性	●境界領域に対して、まちなみの連続性等景観上の配慮を行うこと。 ●建築物等の配置・意匠に工夫すること。
	機能性	●暮らしやすさ住みやすさ等に配慮した配置及びデザインとなるよう工夫すること。 ●時間の経過により味わいの出る工夫をすること。 ●ヒューマンスケールの造りとなるよう工夫すること。 ●色彩や素材に考慮し、分節などにより威圧感を感じさせない工夫をすること。
建築特性	視覚性	●外壁、屋根、外構等の材質、色彩等について、美観上の配慮をすること。 ●周辺の景観になじまない、著しく突出した意匠としないこと。
	環境性	●屋上などの活用も考慮し、緑が豊かであるような配慮をすること。 ●道路等の公共空間から眺めることの出来る箇所は、できるだけ生垣などにより緑化に努めること。
個別事項		基準
付属施設	項目	●駐車場、駐輪場、屋外階段、高架水槽などの付属施設は、配置や形態、色彩を工夫し、建築物の意匠と一体的にするなど、周辺との調和に配慮すること。 ●生垣などの植栽やルーバー等により目立たないよう配慮すること。
	付帯設備	●クレーンの室外機、給排水管、ダクトなどの屋外付帯設備は、道路等の公共空地から目立たないように配慮すること。 ●バルコニーなどは、景観を損なうものが直接見えにくい構造・意匠とすること。
工作物の意匠	項目	●周辺景観に調和した意匠、色彩となるよう配慮すること。 ●配水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫すること。
	その他	●建物看板などは、材料、大きさ、色彩、設置場所、数量に考慮し、周囲と調和するよう配慮すること。 ●交差点、まちかどなど多くの視線を集める場所では、建築物の意匠に特に配慮すること。

2) 色彩基準

ある程度幅を持たせた色彩範囲までをカラーフレーム【a】～【d】(別表1 カラーフレーム一覧)の4段階に設定しています。

- **カラーフレーム【a】・・・地域らしさを守り育てる(公共建築物・大規模建築物等)**
最も地域らしさを感じられる城下町、旧集落の歴史的なまちなみ景観や、山やため池や河川の自然景観を守りそだてていくために、公共建築物・大規模建築物等に積極的に使用していきたいカラーフレームです。
- **カラーフレーム【b】・・・地域らしさを守り育てる(住宅)**
最も地域らしさを感じられる城下町、旧集落の歴史的なまちなみ景観や、山やため池や河川の自然景観を守りそだてていくために、住宅に積極的に使用していきたいカラーフレームです。
- **カラーフレーム【c】・・・新しい地区の特徴を育てる**
新しい地区の特徴を育てるために、積極的に使用していきたいカラーフレームです。
- **カラーフレーム【d】・・・まちなみを整える**
市全域のまちなみから突出した色彩を取り除き、美しい色彩景観を整えるため、重点地区の特徴的な景観を有する地区よりも色彩範囲の幅をもたせた一般地区カラーフレームです。

〈建築物の外壁及び工作物の外観について〉

- 地域の特徴性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きを感じられ、水や緑などの存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し以下の色彩基準を基本とすること。

色彩基準

- 重点地区を除くその他地区では、市全域のまちなみから突出した色彩を取り除き、まちなみを整えるため、基調色の色彩基準をカラーフレーム【d】とする。
- 基調色は、ベージュカラーとアソートカラーにより構成され、補助色であるアソートカラーは、外壁各面の1/3以下の面積とし、ベージュカラーと類似調和する色調とする。
- アクセントカラーは、外壁各面で1/20以下の面積とする。ただし、用途地域が商業、近隣商業の地域及び国道26号に接している敷地については、外壁各面で1/10以下の面積とする。
- アクセントカラーの使用については、建築物及び工作物の外縁部を囲んだり、分散させるなどといった、周辺との連続性を断し、ボリューム感を強調させようなどという使い方をしない。

○上記基準については、次に掲げるものはこの限りでない。

- ・着色していない石材、木材、土壁、レンガ等の素材で仕上げた場合。
- ・工作物で、航空法その他の法令に基づき設置するもの及び遊園地等の遊戯施設
- ・市長が良好な景観形成に資すると認めるもの。

参考

「ベージュ系カラー」

外観の基調色のうち、壁面などの大面積を占める色を言います。景観への影響力が大きい公共性を有する色彩で、色彩景観の「地色」となるため、色彩選定は、基調色から検討することとなります。またよりある色彩景観を創出するためには、基調色の調和が重要となります。

「アソートカラー」

外観の基調色となる色のうち、壁面が長大で単調な場合等に適度な変化を与えて壁面を分節化し、周辺に与える圧迫感を軽減させる為の色です。ベージュ系カラーと類似調和する色を、素材の持つ質感や形態の違いなどと関連づけて用いる工夫が大切です。

「アクセントカラー」

基調色に対してコントラストを持つ強調色のことです。全体を引き締めたり、部分や形状を効果的に強調し、地域の演出や魅力づけを表現する色彩で、色彩景観の「図色」となります。わずかな面積にとどめ、周辺環境との調和には、十分な配慮が必要です。

(2) 重点地区における制限

重点地区の指定を受けた地区においては、景観計画区域全域における行為の制限とは別に、届出対象行為と行為の制限を設けます。

第4章 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
(法第8条第2項第4号関係)

景観重要建造物及び景観重要樹木は、公共の場から眺められ、次に該当するもののうち、地域の景観上重要と認められるものを対象に、所有者の意見を聴いた上で指定します。

1. 景観重要建造物

- ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている建造物
- ②歴史的、文化的又は建築的な価値が高い建造物
- ③市民に親しまれている建造物
- ④良好な景観形成のため市長が必要と認める建造物

2. 景観重要樹木

- ①地域の景観を先導し又は継承し、良好な景観を特徴づけている樹木
- ②歴史的、文化的な価値が高い樹木
- ③市民に親しまれ愛されている樹木
- ④良好な景観形成のため市長が必要と認める樹木

第5章 誘導基準

この計画における行為の制限（景観形成基準）のほか、岸和田らしいより良い景観形成を目指すため、これまでの取り組みを考慮し、法規制によらない誘導基準として定めます。

また、別途誘導基準等がある場合は、その誘導基準にも配慮することとします。

1. 色彩について

6つの基本景観区における建築物の外壁及び工作物の外観について、以下のとおり推奨色として定めます。

基本景観区推奨色カラーフレーム

基本景観区		色彩景観イメージ	色彩の考え方（推奨色）
臨海景観区		海への眺望や親水空間を考慮した「 明るく、さわやかな 」色彩景観	・基調色は、低彩度のカラーフレーム【d】を使用する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
旧市街・歴史景観区		岸和田城周辺の歴史的なまちなみになじんだ「 穏やかで、風格のある 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a】、【b】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。
沿道型市街地景観区		都市的な機能を活かした「 シンプルで、落ち着いた 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【c】をできるだけ使用する。 ・カラーフレーム【d】を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
新市街地住宅景観区		新旧のまちなみとの調和や、ため池や山の緑になじんだ「 快適で親しみやすい 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【c】をできるだけ使用する。 ・カラーフレーム【d】を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮する。 ・配色調和は、類似色相・類似トーンを基本とする。
里の景観区		旧集落や、田園風景になじんだ「 ナチュラルで深みのある 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a】、【b】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。
自然緑地景観区		旧集落や、山林にとけ込む「 ナチュラルで深みのある 」色彩景観	・基調色は、低彩度の黄赤～黄系を基本としたカラーフレーム【a】、【b】を積極的に使用する。 ・伝統的な自然素材を積極的に使用する。 ・配色調和は、類似色相を基本とする。

2. 屋外広告物の表示及び掲出について

(1) 基本事項

屋外広告物は景観の重要な要素であり、その表示・掲出については、景観形成の目標及び方針に基づき、建築物や工作物の形態意匠に関する制限に併せて、景観形成に配慮する。

(2) 屋外広告物の表示及び掲出

①市域全域

市域全域において、屋外広告物の形状や面積などについて配慮し、特に主要幹線道路沿道における屋外広告物の掲出に際し、突出した形態・色彩の使用を避けることとする。

②特に重点的に景観形成を図る地区

重点地区においては、各地区の景観形成の方針に基づき、建築物とあわせて一体的に配慮することとし、屋外広告物を通りに面して設置する場合は、設置方法、材料、形態、色彩に留意し、周辺のまちなみと調和したものととする。

別表1 カラーフレーム一覧

色彩基準（＊JISのマンセル表色系による）				
カラーフレーム	色 相	明 度	彩 度	
【a】	0.1 YR～5.0 YR	3.5以上9.0未満	2以下	
	5.1 YR～5.0 Y	3.5以上9.0未満の場合	2以下	
	その他	9.0以上の場合	1以下	
	N	3.5以上9.0未満	1以下	
【b】	0.1 YR～5.0 YR	3.5以上9.0未満	3以下	
	5.1 YR～5.0 Y	3.5以上9.0未満の場合	3以下	
	その他	9.0以上の場合	1以下	
	N	3.5以上9.0未満	1以下	
【c】	0.1 R～10.0 R	3.5以上9.0未満	2以下	
	0.1 YR～5.0 YR	3.5以上4.5未満の場合	3以下	
		4.5以上7.5未満の場合	4以下	
		7.5以上9.0未満の場合	3以下	
	5.1 YR～4.9 Y	3.5以上4.5未満の場合	3以下	
		4.5以上5.5未満の場合	4以下	
		5.5以上7.5未満の場合	6以下	
		7.5以上9.0未満の場合	3以下	
		9.0以上の場合	1以下	
	5.0 Y	3.5以上5.5未満の場合	3以下	
		5.5以上7.5未満の場合	4以下	
		7.5以上9.0未満の場合	3以下	
	5.1 Y～10.0 PB	9.0以上の場合	1以下	
	その他	3.5以上9.0未満	1以下	
	N	3.5以上9.0未満		
【d】	0.1 R～10.0 R	3.5以上7.5未満の場合	3以下	
		7.5以上9.0未満の場合	2以下	
	0.1 YR～5.0 YR	3.5以上4.5未満の場合	3以下	
		4.5以上7.5未満の場合	4以下	
		7.5以上9.0未満の場合	3以下	
	5.1 YR～4.9 Y	3.5以上4.5未満の場合	3以下	
		4.5以上5.5未満の場合	4以下	
		5.5以上7.5未満の場合	6以下	
		7.5以上9.0未満の場合	3以下	
	5.0 Y	9.0以上の場合	1以下	
		3.5以上5.5未満の場合	3以下	
		5.5以上7.5未満の場合	4以下	
	5.1 Y～10.0 PB	7.5以上9.0未満の場合	3以下	
		9.0以上の場合	1以下	
		3.5以上5.5未満の場合	3以下	
	0.1 P～10 PR	5.5以上7.5未満の場合	4以下	
		7.5以上9.0未満の場合	3以下	
		9.0以上の場合	1以下	
	N	3.5以上9.0未満		

